

指定通所介護 重要事項説明書

2024. 6. 1

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370300406号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6
7. 事故発生時の対応	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人鶯園
- (2) 法人所在地 岡山県津山市瓜生原337-1
- (3) 電話番号 0868-26-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 小林和彦
- (5) 設立年月 昭和48年 1月31日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成12年 4月 1日指定 岡山県第3370300406号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 事業所の名称 鶯園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 岡山県津山市瓜生原331

(5) 電話番号 0868-26-7417

(6) 事業所長(管理者)氏名 滝山優美子

(7) 当事業所の運営方針

①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(8) 開設年月 平成10年 4月 1日

(9) 利用定員 月曜日～金曜日 25人
土曜日 20人

(10) 事業者が行っている他の業務

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・通所介護・訪問介護
居宅介護支援・認知症対応型共同生活介護

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 旧津山市内

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(祝祭日を含む) ただし1月1日を除きます
受付時間	月曜日～土曜日 8:00～17:00
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:00～16:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
管理者(兼務)	1名	1名
介護職員	5名以上	3名
生活指導員	2名以上	1名
看護職員	1名以上	1名
機能訓練指導員(兼務)	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間： 8：00～17：00
2. 護職員	勤務時間： 8：00～17：00
3. 看護職員	勤務時間： 8：00～17：00
4. 機能訓練指導員	勤務時間： 8：00～17：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第2条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

☆共通的服务

- ・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備・介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出て下さい。

（食事時間） 12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

料金：通常の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごとに 30円

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

利用時間 7 時間以上 8 時間未満

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,580 円	要介護 2 7,770 円	要介護 3 9,000 円	要介護 4 10,230 円	要介護 5 11,480 円
2. サービス提供体制加算 (I)	220 円	220 円	220 円	220 円	220 円
3. 介護職員処遇改善加算 (I)	620 円	735 円	848 円	961 円	1,076 円
4. うち、介護保険から 給付される金額	6,678 円	7,852 円	9,061 円	10,270 円	11,498 円
5. サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4-5)	743 円	873 円	1,007 円	1,141 円	1,278 円

利用時間 6 時間以上 7 時間未満

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 5,840 円	要介護 2 6,890 円	要介護 3 7,960 円	要介護 4 9,010 円	要介護 5 10,080 円
2. サービス提供体制加算 (I)	220 円				
3. 介護職員処遇改善加算 (I)	558 円	654 円	753 円	849 円	948 円
6. うち、介護保険から給付される金額	5,956 円	6,988 円	8,040 円	9,071 円	10,123 円
7. サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4-5)	622 円	776 円	893 円	1,008 円	1,125 円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護職員処遇改善加算 (I) は 1 ヶ月単位で計算致しますので、若干端数が変わる場合があります。

☆入浴の介護を行った場合 40 円（本人 1 割負担分）を徴収いたします。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記 (2) ①参照）

☆若年性認知症患者に対し介護サービスを提供した場合には 60 円（日額）をいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 3 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1 回あたり 600 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

その他：実費

④介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、共通的サービスに記された「ご契約者の要介護度とサービス利用料金」欄の全額が必要となります。

☆利用者負担割合について

一定以上の所得者については、利用負担額が2割・3割となります。（下記参照）

利用者負担割合					
要介護認定を受けている	第一号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		3割
			同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所金額	・単身は340万円未満	2割
				・2人以上は463万未満	
		・単身は280万円未満	1割		
・2人以上は346万円未満					
		本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

<p>ア. 下記指定口座への振り込み 中国銀行 津山東支店 普通預金 1 4 2 1 9 3 8 名義 鶯園デイサービスセンター 管理者 滝山優美子</p> <p>イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：中国銀行</p> <p>ウ. 窓口での現金支払い</p>

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について (契約書第26条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

鶯園デイサービスセンター

電話 0868-26-7417

FAX 0868-21-7488

○受付時間 毎日 (不在の場合は法人本部に転送にて受付)

8:00~17:00 (ただし、FAXは24時間受付)

○苦情受付者

苦情受付責任者 管理者 滝山優美子

苦情受付担当者 生活相談員 日笠久美子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会	岡山県岡山市北区桑田町11-6 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8876
市町村介護保険担当	各市町村の介護保険担当窓口

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行、その記録を残します。
- (2) 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 445.00㎡
- (3) 事業所の周辺環境
緑に囲まれた静かな環境にあります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

4名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活指導員を配置しています。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います。

2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

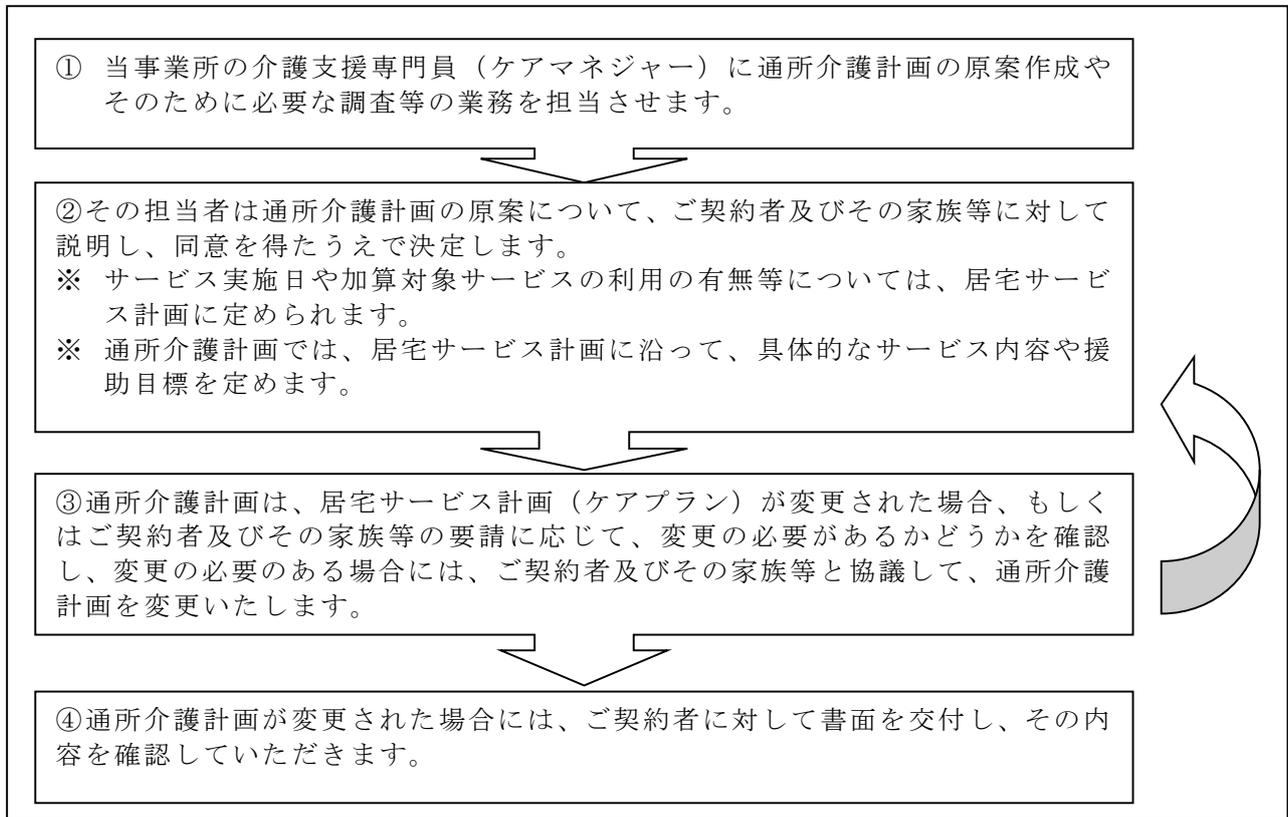
2名の機能訓練指導員を配置しています。(看護職員と兼務)

栄養士………昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します。

1名の栄養士を配置しています。

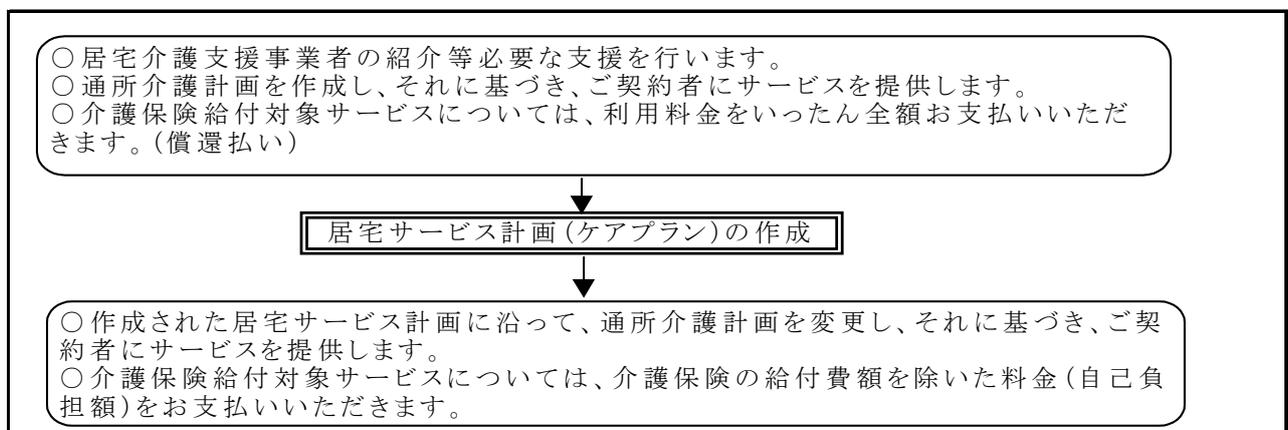
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

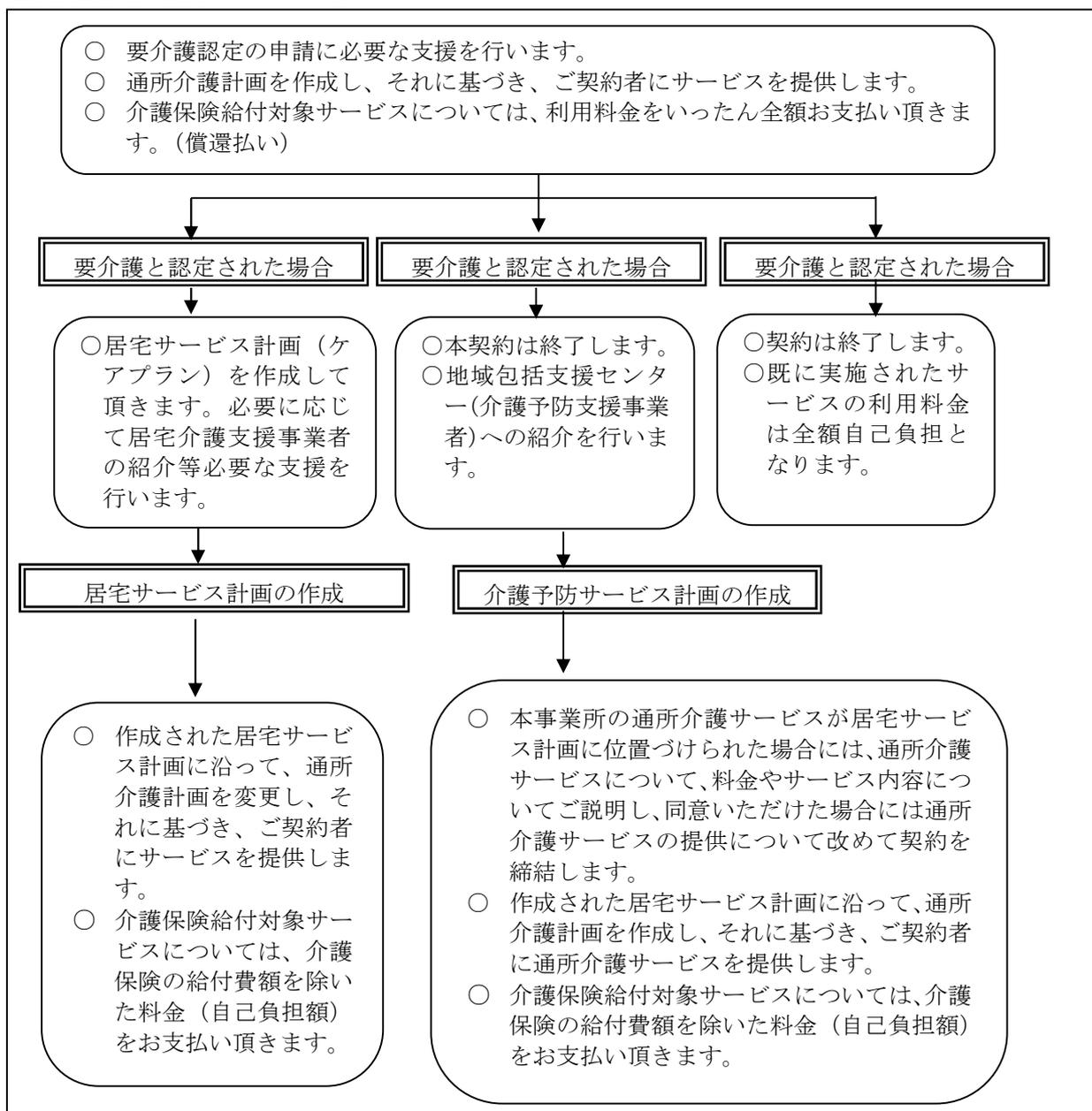


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書代 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

敷地内での喫煙はできません。

6. 連帯保証人（契約書第27条参照）

- (1) 連帯保証人は、利用者と連携して本契約から生じる利用者の債務を負担する物とする。
- (2) 前項の負担は、極度額60万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人が負担する元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに画定するものとします。
- (4) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、利用者全ての責務の額等に関する情報を提供します。

7. 損害賠償について（契約書第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 20 条、第 21 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。